

従業員の仕事と家庭の両立支援 ポジティブ・アクションに取り組む事業主を応援します。 平成26年度『両立支援等助成金の御案内』

従業員の仕事と家庭の両立支援等に取り組む事業主等を応援する「両立支援等助成金」として以下の助成金やコースがあります。

また、今年度は新しく女性の活躍促進（ポジティブ・アクション）に取り組む事業主が利用できる助成金が創設されています。

雇用均等室では毎週木曜日に「両立支援等助成金個別相談会」（予約制）も開催していますので、是非ご利用ください。

■ 大企業・中小企業対象の助成金

①子育て期短時間勤務支援助成金

- 支給額 中小企業事業主 短時間利用者1人目 40万円、2人目以降 15万円
上記以外の事業主 短時間利用者1人目 30万円、2人目以降 10万円

（5年間限度、1企業あたり延べ10人まで、ただし、中小企業事業主は5人まで）

★制度利用開始前までに、小学校就学の始期まで利用可能な短時間勤務制度（6時間）整備必要

★制度利用開始前までに、短時間勤務利用者は変形労働時間制等の対象外の旨明記が必要

②ポジティブ・アクション能力アップ助成金【新設】

- 支給額 中小企業30万円、大企業15万円（1企業1回限り）

（平成26年4月1日以降、「女性の職域拡大、女性の管理職登用等」で数値目標を含む内容を「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」に掲載した上で、3年以内に目標達成が要件）

■ 中小企業対象の助成金

※③代替要員確保コース

- 支給額 代替要員1人あたり 一律15万円（1企業あたり5年間、1年度延べ10人まで）

★休業者職場復帰前までに休業者を原職復帰させる条文の整備必要。

※④期間雇用者継続就業支援コース

- 支給額 休業者1人目 40万円、2～5人目 15万円

（平成25年4月1日～平成28年3月31日の間に育児休業を終了した期間雇用者が対象）

★休業者職場復帰前までに休業者を原職復帰させる条文の整備必要。

申請までに期間雇用者が正社員と同じ条件で利用できる育児休業制度等整備必要。

★さらに、期間雇用者を「通常の労働者」として復帰させた場合 1人目10万円、2～5人目5万円の加算あり。

※⑤休業中能力アップコース（経過措置）※

- 支給限度額 対象休業者1人あたり 21万円（1企業あたり5年間、1年度延べ20人まで）
（平成26年3月31日までに休業を開始し、平成26年9月30日までに当該休業を終了した労働者までを対象）

★教育訓練開始前までに、職場復帰プログラムの作成が必要。

⑥育休復帰支援プラン助成金【新設】

- 支給額 事業主1回あたり 30万円

（1企業あたり2回まで 1回目：プラン策定し育休取得時 2回目：育休者が職場復帰時）

★中小企業団体に配置される「育休プランナー」を活用し「育休復帰支援プラン」を策定・導入することが要件（なお、プランナー利用可能時期は平成26年10月以降の予定）

※印の3つのコースには、ポジティブ・アクション加算制度があります。（1企業1回限り、5万円の上乗せ）

★⑤のコース廃止に伴い、育児休業中、復職・再就職後の能力アップのための訓練等を実施した事業主が利用できる助成金として「キャリア形成促進助成金」に「育休中・復職後能力アップコース」が創設されています（支給申請窓口は労働局職業安定部）

●両立支援等助成金の支給要件、手続き等は福井労働局雇用均等室へお問い合わせください。

福井労働局雇用均等室 TEL:0776-22-3947